

令和8年5月12日

那賀消防組合職員の懲戒処分について

当消防組合中消防署に所属する署長（消防司令長）の53歳男性職員が、令和8年3月9日、公務外において自家用車を運転中著しい道路交通法違反に至り、検挙されました。

このことについて、日頃から指導する立場にありながら、自らが非違行為を行ったことは、重大な信用失墜行為に値します。

よって減給の懲戒処分としました。

当消防組合職員のこの度の行為につきまして、関係の皆様、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、より一層の道路交通法規の遵守と安全運転の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

那賀消防組合消防本部
消防長 福井 隆元